

○志木市の会議の公開についての指針

平成17年4月1日制定

志木市の会議の公開についての指針

1 趣旨

この指針は、志木市情報公開条例（平成16年志木市条例第15号。以下「条例」という。）第5条第2項の規定に基づき、会議の公開に関し必要な事項を定めるものとする。

2 公開の対象となる会議

公開の対象となる会議は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき設置された附属機関及びこれに類するもの（以下「審議会等」という。）が開催するものとする。

3 公開の内容

公開の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 会議の日程等の事前公表
- (2) 会議の傍聴
- (3) 会議資料の配布
- (4) 会議録の公開

4 公開の基準

審議会等の会議は、原則として公開するものとする。ただし、審議会等の長は、議事に条例第8条第2号から第5号までの規定に該当する情報があると、委員から指摘があったときは、当該会議に諮った上、当該会議の一部又は全部を公開しないことができる。この場合、公開しないことと決定した理由を明らかにしなければならない。

5 公開の方法

- (1) 会議の日程等の事前公表は、おおむね会議開催の1週間前までに、審議会等の名称、開催日時、開催場所、議題、所管課名、傍聴の定員、その他必要な事項を、所定の方法により公表するものとする。ただし、会議の開催が急を要し、その暇がないときには、この限りでない。
- (2) 会議の傍聴は、傍聴席を設けて行うこととし、傍聴希望者が傍聴の定員を超えた場合は、先着順とする。ただし、先着順により難しい場合は、抽選によることができる。
- (3) 会議資料の配布は、審議会等の長が当該会議に諮り、その同意を得て認めたものに限り行うものとする。
- (4) 会議録の公開は、志木市情報公開条例の定めるところにより行うものとする。

6 傍聴することができない者

次のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。

- (1) 酒気を帯びていると認められる者
- (2) 会議の妨害となると認められる器物等を携帯している者

7 傍聴者の守るべき事項

傍聴者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) みだりに傍聴席を離れること。
- (2) 私語、談話又は拍手等を行うこと。
- (3) 議事に批評を加え、又は賛否を表明すること。
- (4) 飲食、喫煙を行うこと。
- (5) 写真撮影、録画、録音等を行うこと。ただし、審議会等の長が認めた場合は、この限りでない。
- (6) その他、会議の妨害となるような挙動を行うこと。

なお、審議会等の長は、会場の秩序維持に努めるものとし、会議の運営上支障があると委員から指摘があったときは、当該会議に諮った上、傍聴者に退席を命ずることができる。この場合、傍聴者は、速やかに退席しなければならない。

8 実施時期

この指針は、平成17年4月1日から実施する。